

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定する。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	7.47 / 100 〔賦課割合：56/100〕	7.32 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	38,400円 〔賦課割合：44/100〕	39,000円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	540,000円	580,000円
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	1.96 / 100 〔賦課割合：56/100〕	2.22 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	11,100円 〔賦課割合：44/100〕	12,000円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	190,000円	現行どおり
介護納付金 賦課額	所 得 割	1.59 / 100 〔賦課割合：50/100〕	現行どおり 〔賦課割合：50/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	15,600円 〔賦課割合：50/100〕	現行どおり 〔賦課割合：50/100〕
	賦 課 限 度 額	160,000円	現行どおり

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（30.1.31 公布、30.4.1 施行）に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区 分	現 行		改 正 案	
	算定基準	被保険者1人につき減額する額	算定基準	被保険者1人につき減額する額
7 割 減 額 世 帯	所得が33万円 を超えない世帯	基礎 26,880円	現行どおり	基礎 27,300円
		後期 7,770円		後期 8,400円
		介護 10,920円		介護 現行どおり
5 割 減 額 世 帯	所得が〔33万円 + 27万円× 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎 19,200円	所得が〔33万円 + 27万5千 円×被保険者数〕 を超えない世帯	基礎 19,500円
		後期 5,550円		後期 6,000円
		介護 7,800円		介護 現行どおり
2 割 減 額 世 帯	所得が〔33万円 + 49万円× 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎 7,680円	所得が〔33万円 + 50万円× 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎 7,800円
		後期 2,220円		後期 2,400円
		介護 3,120円		介護 現行どおり

* 基礎：基礎賦課額

* 後期：後期高齢者支援金等賦課額

* 介護：介護納付金賦課額

3 保険料の賦課に関する基準等に係る所要の規定整備

国民健康保険法施行令の一部改正（29.1.18 公布、30.4.1 施行）等に伴い、保険料の基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に係る基準について

て算定項目を変更するほか、国民健康保険運営協議会の名称に係る所要の規定整備をする。

- 4 施行期日
本年４月１日